

第1回 幌延町議会 (臨時会)

第1回幌延町議会(臨時会)は1月25日に開会され、議案2件を原案どおり可決し、同日閉会しました。
議決された案件は次のとおりです。

▼議案第1号

令和2年度幌延町一般会計補正予算(第7号)

補正の内容は、歳入が新型コロナウイルスワクチン接種対策費182万1千円の新規計上などで、歳出が議場音響システム改修業務139万6千7百円の新規計上、新型コロナウイルスのワクチン接種に係る費用216万1千円の増などです。

▼議案第2号

令和2年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第4号)
補正の内容は、歳出の診療所改修工事実施設計業務271万7千円の新規計上などです。

令和2年度 補正予算額(第1回臨時会)

(単位:千円)

会計名	補正前	補正額	補正後
一般会計	5,437,254	18,477	5,455,731
国民健康保険診療所特別会計	364,055	2,717	366,772

告知端末機は幌延町の財産です

告知端末機は、幌延町からの貸与品であり、幌延町の財産です。

引っ越しなどで部屋の荷物を引き上げる際、告知端末機一式は次に入居される方が使用しますので、撤去しないようお願いします。

また、告知端末機に個人で電話帳を登録されている場合は、転居の際に登録情報を削除していただきますようお願いいたします。

※光ケーブルはドアなどに挟まれたり、雪庇や落雪などによって断線する恐れがありますのでご注意ください。

【告知端末機一式】



お問い合わせ先:総務財政課 総務グループ 電話:5-1111 告知端末機:5-8811

軽自動車税種別割・自動車税種別割の申告について

軽自動車税種別割および自動車税種別割は、毎年4月1日時点に登録されている車両の所有者(または使用者)に課税されます。対象車両を新たに購入、譲渡または廃車した場合、下記の場所で申告を行う必要があります。また、住所の変更があった方については、併せて車両の住所変更の申告を速やかにしていただく必要がありますので、ご注意ください。



現在、使用または所有をしていない車両についても、名義変更および廃車の手続きをしないまま4月1日を過ぎてしまうと翌年度以降も税金がかかるので、忘れずに以下の申告窓口へ申請してください。自動車税種別割納税通知書の送付先変更については札幌道税事務所自動車税部にご連絡いただくか、以下の道税ホームページ(HP)で変更が可能です。ただし、札幌道税事務所および道税HPでは名義変更はできません。

(道税HP: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.htm>)
 <軽自動車税種別割・自動車税種別割の申告窓口>

車種	申告窓口
原動機付自転車(125cc以下のバイクなど)	
小型特殊自動車 (農耕作業用トラクターや一定規格以下のタイヤショベルなど)	幌延町役場住民生活課住民グループ 電話:5-1112 問寒別出張所 電話:6-5006
軽自動車(660cc以下 3輪・4輪のものなど)	旭川地区軽自動車協会 電話:0166-53-7300 住所:旭川市春光6条5丁目1番24号
2輪の小型自動車(250ccを超えるバイク)	旭川地方自家用自動車協会 電話:0166-51-1221 住所:旭川市春光町10番地
普通自動車、125ccを超え250cc以下のバイク	国土交通省北海道運輸局旭川運輸支局 電話:050-5540-2003 住所:旭川市春光町10番地1 札幌道税事務所自動車税部 電話:011-746-1197